

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。
株式会社リーテム

住 所 東京都千代田区外神田三丁目 6 番 10 号
氏 名 株式会社リーテム
代表取締役 中島 彰良

令和 7 年 3 月 24 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、茨城町廃棄物の減量及び処理に関する条例第 16 条の規定により、次のとおり許可します。

令和 7 年 5 月 1 日

茨城町長 小林 宣夫

営 業 所 の 所 在 地	茨城県東茨城郡茨城町長岡 3520
営 業 所 の 名 称	株式会社リーテム 水戸工場
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ、その他）
収 集、運 搬 及 び 処 分 の 別	収集、運搬、中間処分
処 分 地	株式会社リーテム 水戸工場
営 業 の 区 域	———
収 集、運 搬 及 び 処 分 の 料 金	（収集、運搬）車両 1 台につき 20,000 円～30,000 円 （中間処分）1kg につき 0 円～120 円
営 業 許 可 期 間	令和 7 年 5 月 1 日～令和 9 年 4 月 30 日
許 可 条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（町条例等を含む）を遵守するほか、町長の指示に従うこと。